青少年育成大谷場東地区会 規約

第1条(名称、事務所)

この会は、青少年育成大谷場東地区会といい、事務所をさいたま市立大谷場東小学校内におく。

第2条(目的)

この会は、大谷場東小学校校区内(以下地区内という)の青少年育成をはかることを目的とする。

第3条(事業)

この会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 地区内青少年の不良防止と健全な育成を図るための事業
- 2) 青少年育成さいたま市民会議への協力
- 3) 会報の発行
- 4) その他

第4条(組織)

この会は、本会の目的に賛同する地区内の居住者で組織する。

第5条(役員)

この会に次の役員をおく

会長 1名、副会長 若干名、委員 若干名、常任委員 若干名、 監事 1名

事故があるときは、その職務を代行する。

第6条(役員の選出)

役員選出は次の通りにする。

- 1) 会長、副会長は総会で選出する。
- 2) 委員は各構成団体から推薦する
- 3) 常任委員、監事は委員会の委員の中から選出する
- 4) 役員の重任を妨げない

また、本会に顧問をおくことができ、顧問は総会の推薦により会長が 委嘱する

第7条(役員の任期)

役員の任期は1年とする。

第8条(会議)

この会の会議は、総会、委員会、常任委員会とする。

総会は最高議決機関で年に1回開く。

委員会の決定で臨時総会を開くことが出来る。

委員会は第3条に定める事業の企画立案にあたる。

常任委員会は総会、委員会の決定に従い、本会の日常業務を推進する。

第9条(経理)

この会の経理は、分担金、助成金、補助金、その他の収入でまかなう。

第10条(会計年度)

この会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日まで とする。

第11条(慶弔費)

- 1) 役員名簿記載の本人、大谷場東小学校児童および保護者 が死亡した場合、弔慰金は¥5,000 とする。
- 2) 会に対して功績のあった方には、常任委員会で決定し、 金一封を贈る。

一部改正 平成元年 5 月 15 日

一部改正 平成13年6月23日

一部改正 平成16年5月12日

一部改正 平成 28 年 5 月 19 日

一部改正 令和3年4月4日